

(令和8年第1回定例会6月会議)

参考資料（議案関係）

議案参考資料

担当課（室）係

（令和8年第1回定例会6月会議）

税務課 固定資産税係
住民税係

1. 議案名

報告第2号 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和8年度税制改正における地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行いました。

3. 趣旨・目的

地方税法等の改正により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したので同法同条第2項の規定により報告するものです。

4. 概要

主な改正内容

① 軽自動車税の環境性能割の廃止

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、取得時における負担の軽減のため、環境性能割が令和7年度末に廃止されました。
これに伴い、環境性能割に関する部分及び種別割を軽自動車税に変更する改正を行いました。

② バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置を拡充する法改正に伴う所要の改正

従来、特例措置の適用が実演芸術公演施設であったことから、劇場や音楽堂等の施設に限定されていましたが、今回の法改正で、対象が特別特定建築物となったことから、病院、ホテル、映画館等、対象となる施設が拡充されました。
また、適用期限を3年間延長します。

③ 法改正に伴う項ズレ等の整理

施行期日 令和8年4月1日

かつらぎ町税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2</p>	<p>○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2</p>

改正後	改正前
<p>項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合は、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しななければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書</u> 又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書</u> 又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準) 第33条 (略)</p>	<p>項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合は、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しななければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、<u>第98条第1項若しくは第2項の申告書</u> 又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、<u>第98条第1項若しくは第2項の申告書</u> 又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準) 第33条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)(に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</p> <p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第80条の2 (略)</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)(に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p> <p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第80条の2 (略)</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有</p>

改正後	改正前
<p>権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、<u>軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)</u>又は<u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲) 第81条の2 (略) (環境性能割の課税標準)</p>

改正後	改正前
	<p>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のため に通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより 算定した金額とする。 (環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境 性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を 含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を 含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 (環境性能割の徴収の方法)</p> <p>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなけ ればならない。 (環境性能割の申告納付)</p> <p>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる 3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、 施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、そ の申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、 法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日 までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなけれ ばならない。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料)</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、5月10日から同月31日までとする。</p> <p>第84条 削除</p> <p>(軽自動車税の徴収方法)</p> <p>第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第86条 削除</p>	<p>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により町長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、5月10日から同月31日までとする。</p> <p>第84条 削除</p> <p>(種別割の徴収方法)</p> <p>第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第86条 削除</p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4</u> 様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の5</u>様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>については<u>施行規則第33号の4</u> 様式による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>については<u>施行規則第33号の5</u>様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>については<u>施行規則第33号の4</u> 様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>については<u>施行規則第34号</u>様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p>	<p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>種別割</u> の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の4</u>の2様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあっては<u>施行規則第33号の5</u>様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>については<u>施行規則第33号の4</u>の2様式による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>については<u>施行規則第33号の5</u>様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>については<u>施行規則第33号の4</u>の2様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>については<u>施行規則第34号</u>様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2及び3 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の減免</u>)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認められるものに対しては、<u>軽自動車税を減免する</u>。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(<u>身体障害者等に対する軽自動車税の減免</u>)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税を減免する</u>。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けようとする者は、納期限までに町長に対して、<u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の規定により戦傷病者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)</u>、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害</p>	<p>2及び3 (略)</p> <p>(<u>種別割</u> の減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認められるものに対しては、<u>種別割</u> を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u> の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u> の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(<u>身体障害者等に対する種別割</u> の減免)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u> を減免する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u> の減免を受けようとする者は、納期限までに町長に対して、<u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の規定により戦傷病者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)</u>、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害</p>

改正後	改正前
<p>者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によ</p>	<p>者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によ</p>

改正後	改正前
<p>って<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車は法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 第2項の標識及び第4項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>9及び10 (略)</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>って<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車は法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 第2項の標識及び第4項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>9及び10 (略)</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

改正後	改正前
(省) 略)	(省) 略) <p>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、町長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p>

改正後	改正前
<p>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、<u>法附則第5条の4第5項</u> (同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」とする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関</p>	<p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関</p>

改正後	改正前
<p>する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の3</u>とする。</p> <p>4 法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は</p>	<p>する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の3</u>とする。</p> <p>4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は</p>

改正後	改正前
3分の2とする。	3分の2とする。
6 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。	14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。
15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定	17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定

改正後	改正前
<p>する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>18 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>19 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>20 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>24及び25 (略)</p> <p>26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>27及び28 (略) (新規)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>

改正後	改正前
<p>第10条の3 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 (略)</p>	<p>第10条の3 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13及び14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物 について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13及び14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書</p>

改正後	改正前
<p>に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの特例</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの特例</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例により、行うものとする。</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。))又は法第451条第1項若し</p>

改正後	改正前
	<p>くは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして、</p>

改正後	改正前
<p>年度分の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用については、 当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>	<p>年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、 当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に 対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1 日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽 自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に 対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1 日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自 動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項 _____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において 「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対す る第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4 月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には、令和8年度分 の 軽自動車税_____に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるの は「2,000円」と、同号ア(ウ)(イ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」 とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第46条第1 項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において 「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対す る第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された場 合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の 軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるの は「2,000円」と、同号ア(ウ)(イ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」 とする。</p>
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自 動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに 限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自 動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号</p>	<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自 動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに 限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自 動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税) の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税 の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項 の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税 の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税 に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税 の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等にかかる事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等にかかる事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の</p>	<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の</p>

改正後	改正前
<p>所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準</p>	<p>所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準</p>

改正後	改正前
<p>用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p>	<p>する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び</p>	<p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び</p>

改正後	改正前
<p>び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び<u>第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び<u>第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

改正後	改正前
<p>3及び4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1</p>	<p>3及び4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1</p>

改正後	改正前
<p>項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町税条例の一部を改正する条例 (平成26年かつらぎ町条例第22号)</p> <p>(本 則 省 略)</p> <p>附 則</p> <p>(省 略)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係るかつらぎ町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>(省 略)</p>	<p>○かつらぎ町税条例の一部を改正する条例 (平成26年かつらぎ町条例第22号)</p> <p>(本 則 省 略)</p> <p>附 則</p> <p>(省 略)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係るかつらぎ町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>(省 略)</p>

<p>議案参考資料</p> <p>(令和8年第1回定例会6月会議)</p>	<p>担当課(室)係</p> <p>税務課 固定資産税係</p>
<p>1. 議案名</p> <p>報告第3号 かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について</p>	
<p>2. 背景・経過</p> <p>令和8年度税制改正における地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行いました。</p>	
<p>3. 趣旨・目的</p> <p>地方税法等の改正により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したので同法同条第2項の規定により報告するものです。</p>	
<p>4. 概要</p> <p>主な改正内容</p> <p>① バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置を拡充する法改正に伴う所要の改正</p> <p>従来、特例措置の適用が実演芸術公演施設であったことから、劇場や音楽堂等の施設に限定されていましたが、今回の法改正で、対象が特別特定建築物となったことから、病院、ホテル、映画館等、対象となる施設が拡充されました。 また、適用期限を3年間延長します。</p> <p>② 法改正に伴う項ズレ等の整理</p> <p>施行期日 令和8年4月1日</p>	

(令和8年第1回定例会6月会議)

【報告第3号 参考資料】

かつらぎ町都市計画税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町都市計画税条例(平成9年かつらぎ町条例第32号)</p> <p>(省 略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 (略)</p> <p>1の2 (略)</p> <p>(法附則第15条第13項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。</p> <p>(法附則第15条第31項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の</p>	<p>○かつらぎ町都市計画税条例(平成9年かつらぎ町条例第32号)</p> <p>(省 略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 (略)</p> <p>1の2 (略)</p> <p>(法附則第15条第14項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の</p>

改正後	改正前
<p>1とする。 (法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 (法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (改修特別特定建築物 に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>8 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物 について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)の</p>	<p>1とする。 (法附則第15条第41項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 (新設)</p> <p>(改修実演芸術公演施設 に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p>

改正後	改正前
<p><u>いずれに該当するかの別</u> (4)～(6) (略)</p> <p>(宅地等)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>9及び10 (略)</p> <p>11 <u>附則第9項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と</p>	<p>(4)～(6) (略)</p> <p>(宅地等)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>8及び9 (略)</p> <p>10 <u>附則第8項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と</p>

改正後	改正前
<p>なるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税額は、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>14 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>15 (略)</p> <p>16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第14項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p>17 <u>附則第9項及び第11項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第9項及び第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項</p>	<p>なるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>13 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第13項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p>16 <u>附則第8項及び第10項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項及び第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項</p>

改正後	改正前
<p>に、<u>附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u></p> <p>18 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(省 略)</p>	<p>に、<u>附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u></p> <p>17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(省 略)</p>

議案参考資料

担当課（室）係
税務課 住民税係

（令和8年第1回定例会6月会議）

1. 議案名
 報告第4号 かつらぎ町国民健康保険税条例及びかつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過
 令和8年度税制改正における地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行いました。併せて、令和8年第1回定例会3月会議で改正を行ったかつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の所要の改正も行いました。

3. 趣旨・目的
 地方税法等の改正により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したので同法同条第2項の規定により報告するものです。

4. 概要

第1条改正分 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部改正について

項 目	改正後	改正前
1. 課税限度額の見直し (第2条及び第23条関係) 基礎賦課額（医療）課税限度額の引き上げ	67万円	66万円
2. 低所得者に対する軽減措置の拡充 (第23条関係) 5割軽減の国民健康保険税軽減判定の 所得基準	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(被保険者数×31万円)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(被保険者数×30.5万円)
2割軽減の国民健康保険税軽減判定の 所得基準	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(被保険者数×57万円)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(被保険者数×56万円)

第2条改正分 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について

項 目	改正後	改正前
1. 第23条第3項中の改正	「所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」	「所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」
2. 第23条第3項第1号中の改正	「第24条の30の6」	「第24条の30の5」

施行期日 令和8年4月1日

かつらぎ町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>【第1条関係】</p> <p>○かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>670,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>670,000円</u>とする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して</p>	<p>【第1条関係】</p> <p>○かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して</p>

改正後	改正前
<p>課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>670,000円</u>を超える場合には、<u>670,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>)、に同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>30,000円</u>を超える場合には、<u>30,000円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、<u>430,000円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に<u>100,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>310,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、<u>430,000円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に<u>100,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>570,000円</u>を加算した金額を加算した金額</p>	<p>課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>)、に同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>30,000円</u>を超える場合には、<u>30,000円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、<u>430,000円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に<u>100,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、<u>430,000円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に<u>100,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>560,000円</u>を加算した金額を加算した金額</p>

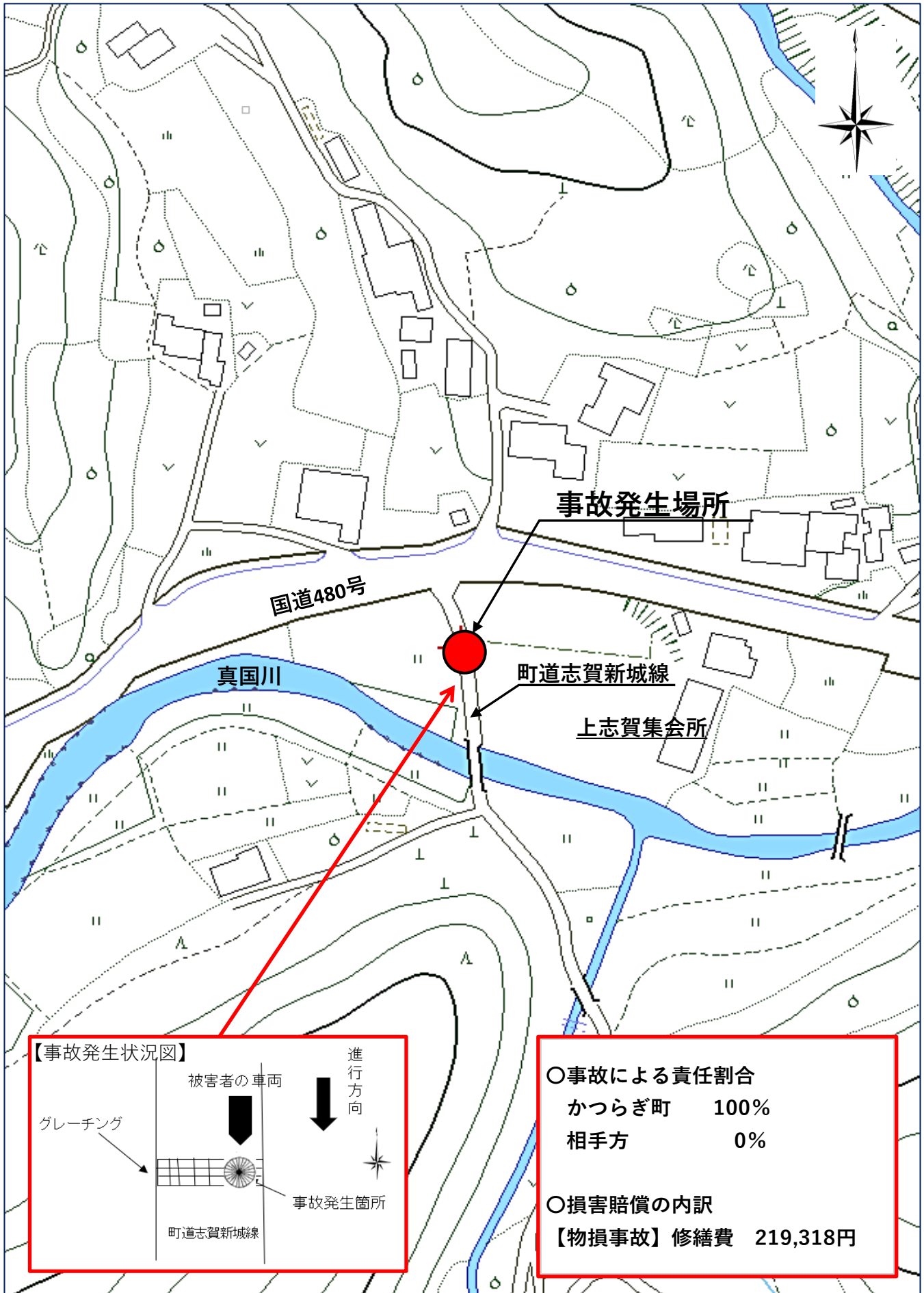
改正後	改正前
<p>額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(省 略)</p>

(令和8年第1回定例会6月会議)

【報告第4号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>【第2条関係】</p> <p>○かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和8年かつらぎ町条例第3号)</p> <p>かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(省 略)</p> <p>第23条第3項中「<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>」を「<u>所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>」に、「減額後の被保険者均等割額」を「<u>減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>」に改め、同項第1号中「<u>第24条の30の5</u>」を「<u>第24条の30の6</u>」に改める。</p> <p>(省 略)</p>	<p>【第2条関係】</p> <p>○かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (令和8年かつらぎ町条例第3号)</p> <p>かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(省 略)</p> <p>第23条第3項中「<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>」を「<u>所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>」に、「減額後の被保険者均等割額」を「<u>減額後以上被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>」に改める。</p> <p>(省 略)</p>



現況写真



(令和8年第1回定例会6月会議)

【報告第6号 参考資料】



(令和8年第1回定例会6月会議)

【報告第6号 参考資料】

現況写真



議案参考資料

(令和8年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

農林振興課 農地調整係

1. 議案名

議案第36号～48号 かつらぎ町農業委員会委員の任命について

2. 背景・経過

令和5年7月20日任命された農業委員が、令和8年7月19日任期満了します。

3. 趣旨・目的

現委員が任期満了のため、新たな委員の任命にあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会に同意を求めるものです。

4. 概要

- ①農業委員候補者 13名
- ②農業委員になりうる者の資格要件
 - ・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。
- ③農業委員となることができない者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ④委員の構成
 - ・認定農業者等（認定農業者又は農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者など）が過半数を占めること。（13名中7名）
 - ・農業委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること。（13名中1名）
- ⑤選定経過
 - ・募集期間 令和8年1月5日から令和8年2月27日
 - ・周知方法 1月広報（令和7年12月25日）
町HPに掲載（令和8年1月5日）
区長会へ推薦依頼（令和7年12月17日）

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第36号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 あま の ひさし
天 野 久

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第37号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 おく の こう いち
奥 野 浩 一

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第38号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 なか おか しん えつ
 中 岡 新 悦

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第39号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 やま山 もと本 しげ重 お郎

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第40号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 ほり 堀 ひろ 浩 かず 一

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第41号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 井 下 郁 英

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第43号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 にし やま けい しゅう
西 山 恵 修

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第44号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 ^{やぶ} 藪 ^{もと} 本 ^{かつ} 勝 ^み 三

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第45号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 みなみ南 まさ雅 ふみ文

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第46号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 しる むかい まさる
 城 向 勝

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第47号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 茶 原 広 和

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第48号 参考資料】

かつらぎ町農業委員会委員候補者略歴

(農業委員になりうる者の資格要件)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。

氏 名 西^{にし}正^{まさ}広^{ひろ}

生 年 月 日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

認定農業者等

略 歴

議案参考資料

(令和8年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

総務課 人事行政係
上下水道課 総務係

1. 議案名

議案第49号 かつらぎ町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部を改正する法律が公布され、令和8年9月24日から施行されます。

3. 趣旨・目的

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

各条例において引用している地方自治法の規定条文の条ずれに伴う改正を行います。

施行期日 令和8年9月24日

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第49号 参考資料】

かつらぎ町監査委員条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>【第1条関係】</p> <p>○かつらぎ町監査委員条例(昭和39年かつらぎ町条例第7号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(職員の賠償責任の決定)</p> <p>第8条 法第243条の2の9第3項の規定による職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定書並びに同条第8項の規定による意見書は、審査に付された日から20日以内に町長に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(監査の結果の公表)</p> <p>第9条 委員の行う公表は、かつらぎ町公告式条例(昭和33年かつらぎ町条例第2号)の規定による公表の例による。</p> <p>(省 略)</p>	<p>【第1条関係】</p> <p>○かつらぎ町監査委員条例(昭和39年かつらぎ町条例第7号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(職員の賠償責任の決定)</p> <p>第8条 法第243条の2の8第3項の規定による職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定書並びに同条第8項の規定による意見書は、審査に付された日から20日以内に町長に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(監査の結果の公表)</p> <p>第9条 委員の行う公表は、かつらぎ町公告式条例(昭和33年条例第2号)の規定による公表の例による。</p> <p>(省 略)</p>

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第49号 参考資料】

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>【第2条関係】</p> <p>○昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年かつらぎ町条例第13号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p> <p>（省 略）</p>	<p>【第2条関係】</p> <p>○昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年かつらぎ町条例第13号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p> <p>（省 略）</p>

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第49号 参考資料】

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>【第3条関係】</p> <p>○かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成10年かつらぎ町条例第1号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>(省 略)</p>	<p>【第3条関係】</p> <p>○かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成10年かつらぎ町条例第1号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>(省 略)</p>

議案参考資料

(令和8年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係
固定資産税係

1. 議案名

議案第50号 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和8年度税制改正において、物価高への対応として税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の最低保障額の引き上げや各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ、ひとり親控除の控除額の見直しや固定資産税の免税点の引き上げ等の改正が行われます。

3. 趣旨・目的

令和8年度税制改正における地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

主な改正内容

① 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

現行65万円を74万円に引き上げます。【別紙参照】

② 各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額を4万円引き上げます。
【別紙参照】

①②の施行期日 令和9年1月1日

③ ひとり親控除の控除額の見直し

控除額を30万円から33万円に引き上げます。

③の施行期日 令和10年1月1日

④ 特定暗号資産の所得に対する課税方式の変更

従来の「総合課税」から、株式等と同様の「申告分離課税」へ課税方式を変更します。

④の施行期日 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律
(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月
1日

⑤ 固定資産税の免税点の引き上げ

物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点について、家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円に、それぞれ引き上げます。

⑤の施行期日 令和9年4月1日

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第50号 参考資料】

① 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

改正前と改正後の比較

給与収入金額	控除額		
	R7.12.31 以前	改正前 (R8.1.1)	改正後 (R9.1.1)
162万5千円以下	55万円	65万円	74万円
162万5千円超180万円以下	給与収入金額× 40%－10万円		
180万円超190万円以下	給与収入金額× 30%＋8万円		
190万円超220万円以下		給与収入金額× 30%＋8万円	
220万円超	改正なし		

※本来は4万円の引き上げですが、2年間は特例(時限措置)として5万円が上乗せされています。

② 各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

改正前と改正後の比較

所得要件	R7.12.31 以前	改正前 (R8.1.1)	改正後 (R9.1.1)
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円	62万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円	62万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円	89万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額 の最低保障額	55万円	65万円	69万円

かつらぎ町税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者</p>	<p>○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者</p>

改正後	改正前
<p>で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略)</p>	<p>で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が90</p>

改正後	改正前
<p>までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が90万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p>	<p>0万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>

改正後	改正前
<p>6. 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受取られたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受取られた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額は<u>家屋</u>にあつては300,000円、<u>償却資産</u>にあつては<u>1,800,000円</u>に満たない場合には、固定資産税を課さない。</p> <p>(省 略)</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度以後 までの各年度分の個人の町民税に限</p>	<p>5. 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受取られたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受取られた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額は<u>土地</u>にあつては300,000円、<u>家屋</u>にあつては<u>200,000円</u>、<u>償却資産</u>にあつては<u>1,500,000円</u>に満たない場合には、固定資産税を課さない。</p> <p>(省 略)</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限</p>

改正後	改正前
<p>り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人)の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務</p>	<p>り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(省 略)</p> <p>(個人)の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務</p>

改正後	改正前
<p>務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(省 略)</p>	<p>務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(省 略)</p>
<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 (略)</p>	<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項 に規定するところにより控除すべき額を第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、<u>租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしてたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p>	<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の</p>	<p>(省 略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(省 略)</p>

議案参考資料

(令和8年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

こども未来課 子育て支援係

1. 議案名

議案第51号 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

障害のあるこどもや医療的ケア児の受入が増加しており、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要なことから、理学療法士等の専門職の活用を進めるため、改正が行われました。

3. 趣旨・目的

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が見直されたため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

- ① 各施設に勤務し、1人に限り保育士とみなすことができる保健師又は看護師に准看護師を加え、「看護師等」とする。
- ② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、一定の資格又は知見を有する心理担当職員、障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の指導を行う業務を5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（「特定理学療法士等」という。）を1人に限り保育士とみなすことができる。
- ③ 看護師等及び特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、対象施設の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- ④ 対象施設・・・小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所

施行期日 公布の日

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第36号)</p> <p>(職員) (省) 略)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「<u>看護師等</u>」<u>という。</u>）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの</u>に該当し、かつ、子育てに関する</p>	<p>○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第36号)</p> <p>(職員) (省) 略)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地方限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>(職員) (省) (略)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(省) (略)</p>

改正後	改正前
<p>業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士</p>	<p>(新設)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>(省 略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士</p>	<p>(新設)</p> <p>(省 略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

議案参考資料

(令和8年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

危機管理課 消防係

1. 議案名

議案第52号 かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定
について

2. 背景・経過

最近の社会経済情勢に鑑み、国家公務員災害補償法に基づく人事院規則における葬祭補償額の改定が行われたことにより、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準についても、これに準じて改定が行われました。

3. 趣旨・目的

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償について、所要の改正を行うものです。

4. 概要

改正の内容

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を、「315,000円」から「330,000円」に改めます。

施行期日 公布の日

(令和8年第1回定例会6月会議)

【議案第52号 参考資料】

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は葬祭補償として葬祭を行う者に対して<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>○かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は葬祭補償として葬祭を行う者に対して<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>(省 略)</p>